



行橋市産後ケア 訪問（アウトリーチ）のお知らせ



出産病院を退院し、いざ自宅で子育て！だけど…「産後手伝ってくれる人がいない…」
「授乳や沐浴、赤ちゃんのお世話ってこれでいいのかな…」「すこし気分も沈みがち…」など、
産後のお母さんは不安に思うこともありますね。
そんな時一緒に子育てを応援してくれる専門職がご自宅を訪問することが出来ます。
それが『産後ケア訪問（アウトリーチ）』です。行橋市はお母さんの安心した子育てを応援しています！

利用できる方

行橋市に住民票がある産後12か月未満のお子さんがいるお母さんで下記に該当する方。

- ① 産後の疲れや育児に不安を感じている方
- ② 事業所が対応可能な地域に滞在する方



サービス内容

市の委託する事業所から専門職が訪問（アウトリーチ）して、育児や授乳方法の指導、
お母さんの不安の解消などの以下のような支援を受けることができます。

※ただし、医療行為はできません。

からだのサポート : お母さんの体調管理、授乳相談など

こころのサポート : 育児相談、お母さんの心の休養など

育児のサポート : 沐浴方法や授乳方法の指導、発育発達に関することなど



自己負担額

※自己負担額は訪問に来たスタッフに直接お支払いください。

世帯区分	自己負担額	利用回数
市民税課税世帯	500円／回	利用は1人につき5回まで (3時間／回を限度とする)
市民税非課税世帯 生活保護世帯	無料	



利用の流れ

①申請

行橋市子育て支援係（西棟1階 ⑩番窓口）へ申請してください。

妊娠9ヶ月（32週）から申請が出来ます

申請する場合は、利用希望事業所に事前に利用希望であることをお伝えください。

申請時に利用希望の事業所が未定の場合、決まり次第市役所と事業所に連絡をしてください。

申請時にお持ちいただく物

☒ 行橋市産後ケア事業利用申請書・同意書

（申請書と同意書は提出先窓口（市役所1階⑩番窓口）および利用施設に置いています。また、市のホームページからもダウンロードできます。）

☒ 母子健康手帳

☒ 印鑑

☒ 当該年の世帯の課税状況（市民税所得割額）がわかる書類

（4～5月申請の方は前年度分）

※生活保護世帯に該当する方は、生活支援課発行の「保護証明書」をご提出ください。



②通知送付

行橋市子育て支援係から申請者宛に『利用承認通知書』を送付します。

※送付時期については、利用が決定する時期により、②と③が前後する場合があります。

③利用開始

行橋市から実施を依頼する事業所へ『産後ケア事業実施依頼書』を送付します。

『利用承認通知書』に記載されている期間、事業所で訪問（アウトリーチ）の利用ができます。

④利用後アンケート回答



利用後、QRコードを読み込んでアンケートの回答をお願いします。



産後ケア

訪問（アウトリーチ）を実施している事業所(R7年度)

事業所名	住所	連絡先
内田産婦人科医院	〒824-0031 行橋市西宮市5-1-10	(0930) 23-0155
しんもと産婦人科	〒824-0001 行橋市行事7-7-2	(0930) 22-0818
麻の葉助産院	〒824-0025 行橋市東徳永348-3	090-8400-1085
出張専門「Jokobo」助産院	〒802-0065 北九州市小倉北区三萩野2-7-17 1102	080-6447-8423
助産院フラウエンハウス加来	〒826-0041 田川市弓削田上の原3071	(0947) 23-1138
助産院 笑望	〒822-1101 田川郡福智町赤池243-8	090-4986-6952

【行橋市産後ケア事業についてのお問い合わせ先】

行橋市役所 子ども支援課 子育て支援係（1階⑩番窓口）

TEL：0930-25-9610（直通）

R7.4月改正